

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線部は改正部分)

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(地方債の利子の軽減に充てる収益等)</p> <p>第四十三条 (略)</p> <p>2 法第四十六条第五項に規定する費用は、利子を軽減された地方債(発行した日より四十年以内のものに限る。)に係る貸付金の当該年度に属する各日の残高の合計額を当該年度の日数で除して得た額に次に掲げる率のうちいずれか小さい率を乗じて得た金額の範囲内で総務大臣が定めるところにより算出した金額とする。</p> <p>一 〇・三 (略)</p> <p>3 (略)</p> | <p>(地方債の利子の軽減に充てる収益等)</p> <p>第四十三条 (略)</p> <p>2 法第四十六条第五項に規定する費用は、利子を軽減された地方債(発行した日より三十年以内のものに限る。)に係る貸付金の当該年度に属する各日の残高の合計額を当該年度の日数で除して得た額に次に掲げる率のうちいずれか小さい率を乗じて得た金額の範囲内で総務大臣が定めるところにより算出した金額とする。</p> <p>一 〇・三 (略)</p> <p>3 (略)</p> |